

(一社)日本車いすカーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明

審査項目	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	令和3年6月18日の総会における新体制の発足後である8月11日に、専門委員会の委員長による委員会議を行い、中長期計画策定の必要性について協議を行った。 令和4年度の総会において会員に対し、中長期計画案の提案ができることを目標に、各委員会で計画を策定し、3ヶ月に一度程度の割合で開催される各委員長会議において、各委員会における中長期計画を協議し、最終的にはJWCA全体の統一的な中長期計画を策定する。	総務委員会作成中長期計画草案
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	役員選考規程を令和3年2月8日から施行。ウェブサイト上で公表し、令和3年度の役員選考時から適用している。 なお、令和3年度の役員選考は転職サイトを活用するなど、広く外部に募集をかけた結果、外部理事の割合が60%を達成した。	協会ウェブサイト
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	会計規程を2019年度に作成し、ウェブサイト上で公表している。 当年度の会計報告及び次年度の予算案については総会で会員に対し公表している。 財務の健全性確保に関する計画については、現在、総務委員会が中心となって策定し、令和4年度の総会時に会員に示すことを目標に取り組んでいる。 財源の多様性の確保、自己財源の充実については、スポンサー獲得を第一目標に、ウェブサイトやマーケティングの充実を図る。	協会ウェブサイト
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和3年度の理事については、外部理事60%、女性理事40%を達成。 競技経験のない理事も多く、年齢構成も30代から70代までと幅広い。 同様に各専門委員についても、競技経験の有無を問わず、転職サイトなどで広く募集をし、10年後の協会を担っていく、20代から30代の若手の委員に就任してもらうことができている。	協会ウェブサイト
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	協会の規模からして、理事のほかには評議員を置くことは現実的ではないため、設置しておらず、理事会において理事間で相互チェックを行っている。	協会定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置し、専門委員長会議にアスリート委員長が参加している。	協会委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	設立時に士業関係者の支援を受け、役員数および専門委員会を設置した。定款記載の通り。	協会定款
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事の年齢制限については、競技の特性や社会経験なども総合的に考慮し、慎重に検討する必要がある。令和4年度の理事改選時までに、定款で定めることができるように、理事会内で広く意見交換を行っている。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	理事が原則として10年を超えて在任することがないよう、理事の再任回数を制限する旨の定款変更を令和4年度社員総会にて行う予定である。	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考規程に基づき、役員選考委員会を設置している。その構成員の条件として有識者について明記している。 役員選考規程について会員に周知するとともに、協会HPで公表している。	協会役員選考規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員等その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	選手選考規程、危機管理マニュアル、利益相反規程、内部通報制度に関する規程、NFの権利に関する規程(スポンサーシップ、放映、商品等付随事業)を令和3年度中に作成予定。 また、上記規程の実効性高めるため、年度中に役員向けのコンプライアンス研修を実施する。	コンプライアンス研修資料
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	整備している。	協会各規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	整備している。	協会各規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役員等の報酬については、定款に記載している。 職員の給与に関する就業規則については令和3年度中に作成する予定である。	協会定款
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	整備している。	協会事務局規程, 会計規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政基盤を整えるためのマネジメント、マーケティングに関する勉強会を随時開催している。 NFの権利に関する規程(スポンサーシップ、放映、商品等付随事業など)について、令和3年度中に作成予定。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	令和3年度中にアスリート委員会、強化委員会、総務委員会の各委員会より推薦された人員および有識者による検討委員会を設置し、選手選考規程を策定。	協会委員会規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	大会開催に関しては(公社)日本カーリング協会に審判を委託しており、審判員を擁していないことから、規程を設けていない。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士や会計士への連絡はメール、電話、オンラインなどで行える体制を確保している。 コンプライアンスに関する案件は、総務委員会の所管事項として取扱い、内部通報窓口、外部通報窓口についての運用ガイドラインを整備予定。 なお、内部通報窓口は日本カーリング協会の内部通報窓口と共通である。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	総務委員会の所管事項として取り扱っている。 総務委員会の委員長は女性弁護士であり、コンプライアンスについて専門的知見を有している。 令和3年11月開催予定である指導者講習会での総務委員によるコンプライアンス研修の実施など行う予定であり、また、随時役員向け及び競技者向けのコンプライアンス研修会の開催を予定している。	協会委員会規程

21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	総務委員長が女性弁護士である。	協会ウェブサイト
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	年に1回程度、役員向けのコンプライアンス教育を行う予定である。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和3年11月開催予定である指導者講習会で、コンプライアンス研修を実施予定。 選手に対しては令和3年度中にオンラインで行う予定である。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	なし	なし
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	日本財団パラリンピックサポートセンターの指導の下、会計に関してはサポートを受けている。 日常的に顧問弁護士に相談ができる状況となっており、メール、電話、オンラインでの相談など活用している。	協会各規程
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	日本財団パラリンピックサポートセンターの指導の下、会計に関してはサポートを受けている。	協会各規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	日本財団パラリンピックサポートセンターの指導の下、会計に関してはサポートを受けている。	協会各規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	総会で承認後、決算書など財務状況をHPで公開している。 倫理規程においても規程している。 年度ごとの決算報告書については、ウェブサイト上で広く周知している。	協会決算報告書 協会倫理規定
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選考会の前に、強化委員長より、口頭、もしくは、文書通達形式で協会全体に向けて情報開示を行っている。 選手選考規程については、早急に選手選考規程作成委員会を立ち上げ、令和3年度中に作成する。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	令和3年度の自己評価については、令和3年10月末日までに公表する。	なし
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	処分規程内に、利益相反行為に対する処分方法について明記している。 倫理規程内に利益相反の防止を謳っている。 会計規程にて、決済権を分散させている。 令和3年中に利益相反規程を作成する	協会倫理規定 協会会計規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	倫理規程に明言している。 令和3年度中に利益相反規程を作成する	協会倫理規定 協会会計規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	上部団体（日本カーリング協会）が設けている窓口を活用している。 会員の利用について、会員向けメールおよびニュースレターで周知している。 外部通報窓口の担当を依頼している顧問弁護士による役員向けコンプライアンス研修会の実施を予定している	協会ニュースレター
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	総務委員長に弁護士が就任している。また、内部通報制度については、日本カーリング協会の内部通報窓口（弁護士事務所）を使用している。 内部通報があった際のフローについては、日本カーリング協会と連携して定める予定である	協会ウェブサイト
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	処分規程、行動規範内に明記している。 規程類はHPで公開されている。	行動規範全般 処分規定
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	総務委員長に弁護士が就任しており、処分の際には総務委員長が専門的な立場から判断することが期待される。	処分規定/第5条
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	処分規程第5条において、自動応諾条項を定めている。	処分規程掲載資料および別紙
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分規程内で、競技者等に対するスポーツ仲裁機構への申立ができる旨を謳っていることを、HPで公開している。 ニュースレターで会員に関係条文について紹介している。 処分規程別紙の懲戒処分通知書にJSAAによるスポーツ仲裁の活用が可能である旨を明記している。	処分規程/第5条
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	令和3年度中の作成を目指す	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	該当しない	なし
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	該当しない	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織を持たないため、行っていない。	なし
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織を持たないため、行っていない。 ただし、今後の発展を考えた時に地域ごとのコミュニティの管理は課題であるとした認識はもっている。	なし